

## 港区民間協創制度 提案に当たっての留意事項

アイデアの提案に当たっては、必ず以下をご確認いただき、内容について御了承ください。

### 1 提案に係る費用負担について

アイデアの提案に係る一切の費用（企画立案や打合せ等に係る人件費・資料作成費・調整費・交通費等）は、提案者の負担とさせていただきます。

### 2 提案の対象について

- (1) 区を取り巻く社会情勢や区の最上位計画である港区基本計画における課題等を踏まえ、区民サービスの向上や区の課題解決に資する提案を対象とします。
- (2) 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど行政の中立性を損なうおそれがあるものや、区への一方的な要望、法令、公序良俗に反するものなど、公平性・公共性の観点からふさわしくない提案については対象外とします。

### 3 提案の取扱等について

- (1) 提案内容や調整の結果によっては、提案を採用できないことがあります。また、区が提案への対応や採用に対し法的義務を負うものではありません。
- (2) 調整を進める中で、上記2（2）に該当することが判明した提案など、区がふさわしくないと判断した場合には、その後の調整を中止させていただきます。
- (3) 区の費用負担があり、事業者との契約が必要な提案を採用する場合、本制度とは別に、公正かつ適切な契約事務（入札等）によって事業者を選定します。提案の採用によって提案者が選定されることを約束するものではありません。
- (4) 区民サービスの向上や区の課題解決につながるものとするため、提案内容の調整を行います。このため、採用される内容が当初の提案と異なる場合があります。

### 4 提案情報の取扱等について

- (1) 提案内容に提案者又は第三者の知的財産権が含まれる場合は、明示してください。
- (2) 提案の採否にかかわらず、提案者の同意を得た上で、提案情報について区でデータベース化し、庁内で共有させていただきます。また、提案者が希望する場合は、区の連携自治体に対しても提案情報を共有させていただきます。
- (3) 提案内容について区に情報公開請求があった場合、港区情報公開条例第5条に基づき、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるもの（提案者独自の権利やノウハウ等）以外は、原則公開の対象となります。
- (4) 区は、提案者から得た情報について、上記（2）及び（3）のほか、提案者の承諾がある場合を除き、第三者への提供は行いません。
- (5) 上記（2）から（4）までの提案情報の取扱により生じた損害については、区の提案情報の取扱につき善意でかつ重大な過失がないときは、区は一切の責任を負いません。
- (6) 区から提供した情報については、その秘密を保持の上、区から承諾があった場合を除き、第三者への提供はできません。